

## 議案第 6 5 号

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 3 0 年 8 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

### 提案理由

この案を提出するのは、北名古屋沖村西部地区整備計画区域を定め、当該区域内における建築物の制限を定めるため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成19年北名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

別表第1に次のように加える。

北名古屋沖村西部地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画北名古屋沖村西部地区計画において地区整備計画が定められた区域
------------------	--

別表第2中

「

建築物の建ぺい率の最高限度	10分の4 法第53条第3項の規定は、東地区における建築物の建ぺい率の最高限度について準用する。
---------------	---

」を

「

建築物の建蔽率の最高限度	10分の4 法第53条第3項の規定は、東地区における建築物の建蔽率の最高限度について準用する。
--------------	--

」に

改め、同表に次のように加える。

北名古屋沖村西部地区整備計画区域	A地区	建築物の用途の制限	1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿 2 店舗、飲食店又は展示場で床面積の合計が3,000㎡を超
------------------	-----	-----------	--

		<p>えるもの</p> <p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>7 令第130条の2の2第2号に規定する処理施設</p>
B地区	建築物の用途の制限	<p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 店舗、飲食店又は展示場で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>3 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>4 令第130条の2の2第2号に規定する処理施設</p>
C地区	建築物の用途の制限	<p>1 住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿</p> <p>2 店舗、飲食店又は展示場で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p>

		<p>3 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>6 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>7 法別表第2（ぬ）の項第1号、第2号及び第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>8 自動車修理工場</p> <p>9 法別表第2（ぬ）の項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>10 令第130条の2の2第2号に規定する処理施設</p>
D地区	建築物の用途の制限	<p>1 店舗、飲食店又は展示場で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>3 カラオケボックスその他これに類するもの</p>

		<p>4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>5 自動車車庫で床面積の合計が300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので令第130条の8に規定するものを除く。）</p> <p>6 倉庫業を営む倉庫</p> <p>7 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>8 法別表第2（と）の項第1号、第2号及び第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>9 自動車修理工場</p> <p>10 法別表第2（と）の項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>11 令第130条の2の2第2号に規定する処理施設</p>
E地区	建築物の用途の制限	<p>1 店舗、飲食店又は展示場で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</p> <p>3 自動車車庫で床面積の合計が</p>

		<p>300㎡を超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので令第130条の8に規定するものを除く。）</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 令第130条の7に規定する規模の畜舎</p> <p>6 法別表第2（と）の項第1号、第2号及び第3号に規定する事業を営む工場</p> <p>7 自動車修理工場</p> <p>8 法別表第2（と）の項第4号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>9 令第130条の2の2第2号に規定する処理施設</p>
--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。